

お客さま各位

大阪厚生信用金庫

## 一定金額未満の口座解約手続きにおける「印鑑不要化」の実施について

当金庫では、預金残高が1万円未満の普通預金口座等の解約手続きにおいて届出印の押印を不要とする取扱いを開始するとともに、預金規定を改定いたしますのでお知らせいたします。

## 記

## 1. 内容

取扱開始日	2021年4月1日(木)
対象となるお客さま	個人のお客さま、個人事業主のお客さま
対象の口座	<b>預金残高が1万円未満</b> の普通預金口座、貯蓄預金口座、納税準備預金口座
お手続きに必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご本人の来店</li> <li>運転免許証等の顔写真付き本人確認書類のご提示</li> <li>通帳およびキャッシュカードのご持参</li> </ul>

## 2. 預金規定の改定

(1) 改定日 2021年4月1日(木)

(2) 改定する預金規定

普通預金規定、こうせい定期性総合口座取引規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定

(3) 改定内容

普通預金規定(改定)	普通預金規定(現行)
11.印鑑照合 (1) 右に同じ。 (2) <b><u>第15条第2項に基づき届出の印章の押捺を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></b>	11.印鑑照合 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 なお、預金者(但し、個人に限ります。)は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。  (新設)
15.解約等 (1) この預金口座を解約する場合には、 <b><u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して通帳とともに提出してください。</u></b> その際には、改めて取引時確認資料の	15.解約等 (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳、届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。その際には、改めて取引時確認資料の提出を求めることがあります。

<p>提出を求めることがあります。</p> <p>ただし、当金庫が別に定める条件を満たす場合には、当店以外で解約を申出ることができます。</p> <p>(2) <u>前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当金庫が認めるときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</u></p> <p>(3) ~ (6) 省略</p>	<p>ただし、当金庫が別に定める条件を満たす場合には、当店以外で解約を申出ることができます。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) ~ (6) 省略</p>
---	--

こうせい定期性総合口座取引規定（改定）	こうせい定期性総合口座取引規定（現行）
<p>12.印鑑照合</p> <p>(1) 右に同じ。</p> <p>(2) <u>第14条第2項に基づき届出の印章の押捺を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p>	<p>12.印鑑照合</p> <p>この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(新設)</p>
<p>14.解約等</p> <p>(1) 普通預金口座を解約する場合には、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳および定期積金掛込帳または定期積金通帳(ご契約控)とともに提出してください。</u>ただし、当金庫が別に定める条件を満たす場合には、当店以外で解約を申出ることができます。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください、なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を、また定期積金の残高があるときは、定期積金通帳を発行します。</p> <p>(2) <u>前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当金庫が認めるときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</u></p> <p>(3) ~ (6) 省略</p>	<p>14.解約等</p> <p>(1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳、届出の印章および定期積金掛込帳または定期積金通帳(ご契約控)を持参のうえ、当店に申出てください。ただし、当金庫が別に定める条件を満たす場合には、当店以外で解約を申出ることができます。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください、なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を、また定期積金の残高があるときは、定期積金通帳を発行します。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) ~ (6) 省略</p>

貯蓄預金規定（改定）	貯蓄預金規定（現行）
<p>12.印鑑照合</p> <p>(1) 右に同じ。</p> <p>(2) <u>第16条第2項に基づき届出の印章の押捺を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p>	<p>12.印鑑照合</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>なお、預金者(但し、個人に限ります。)は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>(新設)</p>
<p>16.解約等</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して通帳とともに提出してください。</u>その際には、改めて取引時確認資料の提出を求めることがあります。</p> <p>(2) <u>前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当金庫が認めるときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</u></p> <p>(3) ~ (6) 省略</p>	<p>16.解約等</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳、届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。その際には、改めて取引時確認資料の提出を求めることがあります。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) ~ (6) 省略</p>

納税準備預金規定（改定）	納税準備預金規定（現行）
<p>12.印鑑照合</p> <p>(1) 右に同じ。</p> <p>(2) <u>第16条第2項に基づき届出の印章の押捺を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p>	<p>12.印鑑照合</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>なお、預金者(但し、個人に限ります。)は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>(新設)</p>
<p>16.解約等</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して通帳とともに提出してください。</u></p>	<p>16.解約等</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳、届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。その際には、改めて取引時確認資料の提出</p>

<p><u>い。</u>その際には、改めて取引時確認資料の提出を求めることがあります。</p> <p>(2) <u>前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当金庫が認めるときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</u></p> <p>(3) ~ (6) 省略</p>	<p>を求めることがあります。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) ~ (6) 省略</p>
--	---

以 上